

報 道 資 料

発表年月日	令和5年1月13日(金)
担当部署名	奈良県労働委員会事務局審査係
担当者	福永、三上
連絡先	0742-20-4431

新晃不当労働行為救済申立事件 (令和2年(不)第2号及び同3年(不)第4号併合事件)の命令書交付について

奈良県労働委員会(会長:下村敏博)は、令和5年1月13日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、以下のとおりです。

【命令のポイント】

～団体交渉において会社が正当な理由なく十分な説明を行わなかったこと及び社長の言動が不当労働行為に当たるとした事案～

- 1 令和2年6月8日の団体交渉において、会社は経営状況について正当な理由なく十分な説明をせず、組合からの資料提示の要求に応じず、その理由を説明することがなかった。
- 2 社長は同日の団体交渉に出席していた組合本部役員に対し、資料の提示を拒み、発言を制止するといった言動を行った。
- 3 したがって、同日の団体交渉における会社の態度や言動は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当し、会社が同様の行為を繰り返さないように、文書の手交を命じるのが相当である。

I 当事者

1 申立人

- 自治労全国一般奈良地方労働組合(以下「組合」という。)
所在地:奈良市内 組合員数:98名(令和3年6月時点)

2 被申立人

- 新晃株式会社(以下「会社」という。)
所在地:橿原市内 従業員数:15名(令和4年9月時点)

II 事案の概要

1 令和2年(不)第2号事件

本件は、会社が、組合員にのみ危険なバキューム車の一人乗車を命じ、拒んだ組合員に対して社長が指示に従わなければ現場業務から外し賃金も減額する等と脅したこと、及び組合員にのみ時間外労働の打診をしなかったことが、労働組合法第7条第1号の不当労働行為に該当するとして、また、団体交渉において、要求事項に対する具体的回答及び必要な資料提示をしなかったことや、誠実に交渉する態度ではなかったことが、同法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、組合が当委員会に救済を申し立

てた事案である。

2 令和3年（不）第4号事件

本件は、令和元年夏季、同年冬季、令和2年夏季、同年冬季に支給された一時金について、他の組合員には基本給相当額に付加して支給された上乗せ分が、A2組合員に対してのみ支給されなかったことが、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であるとして、組合が当委員会に救済を申し立てた事案である。

III 命令の概要

1 命令主文（要旨）

- (1) 会社は組合に対し、令和2年春闘要求事項及び同年夏季一時金に関する令和2年6月8日の団体交渉における会社の対応が、労働委員会において労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められ、今後はこのような行為を繰り返さない旨の文書を手交しなければならない。
- (2) 令和3年（不）第4号事件における、令和2年6月9日以前の一時金の上乗せ分支給に係る申立ては、これを却下する。
- (3) その余の申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) 会社が組合員のみ**に**バキューム車の一人乗車を命じたことが事実であり、そのことが組合員であることを理由とする不利益取扱いに当たるか。（争点1）

非組合員も一人乗車を行っており、必ずしも組合員のみが命じられていたわけではないが、組合員の一部について一人乗車が多いという事実が認められる。

会社は、二人乗車の体制が整わない状況になれば一人乗車を命じることがあるが、依頼する作業員について、バキューム車の運転や操作に十分慣れていることなど一定の基準をもっており、その基準には一応の合理性が認められる。

また、拒んだ組合員に対して、社長が指示に従わなければ現場業務から外し賃金も減額すると脅し、組合員のみ**に**一人乗車を強制したとする組合の主張には、十分な裏付けがなく、実際に業務の変更等が行われた事実も認められない。

会社が組合所属の有無により差別的取扱いを行ったと認めるに足りる証拠はなく、不当労働行為は成立しない。

- (2) 会社が特定の従業員に時間外労働に従事させ、組合員には打診しなかったことが事実であり、そのことが組合員であることを理由とする不利益取扱いに当たるか。（争点2）

非組合員の一部に所定時間外労働が多いという事実が認められるが、急な現場対応が必要になった場合、組合員はおおむね終業時刻前には作業を終え着替えを済ませており、作業ができる状態で残っている非組合員に対して所定時間外労働の打診をしていたという会社の説明は不自然ではない。

他に会社が組合所属の有無により差別的取扱いを行ったと認めるに足りる証拠はなく、したがって、不当労働行為は成立しない。

- (3) A2組合員のみ**に**一時金の上乗せ分が支給されていないことが事実であり、そのことが組合員であることを理由とする不利益取扱いに当たるか。（争点3）

ア 令和元年夏季及び同年冬季一時金に係る申立てについて

労働組合法第 27 条第 2 項は、申立てが行為の日（継続する行為にあってはその終了した日）から 1 年を経過した事件に係るものであるときは、労働委員会はこれを受けることができない旨を定めている。

令和 2 年 6 月 9 日以前の令和元年夏季及び同年冬季一時金に係る申立ては、申立期間を徒過したものとして、却下する。

イ 令和 2 年夏季及び同年冬季一時金に係る申立てについて

他の組合員に支給された上乗せ分が A 2 組合員には支給されていないことが認められるが、平成 30 年冬季一時金では、同組合員にも上乗せ分が支給されていたことが確認でき、会社が同組合員への不支給に固執していたと断言することはできないこと、同組合員は令和元年夏季から令和 2 年夏季までの一時金交渉におおむね出席しているが自分に上乗せ分が付加されていないことについて当時異議を述べた事実はないこと、他に同組合員の組合活動を理由とする差別的取扱いであると認めるに足りる証拠はないことから、不当労働行為は成立しない。

(4) 一連の団体交渉における会社の言動や態度は、不誠実な団体交渉に当たるか。(争点 4)

令和 2 年春闘要求事項及び同年夏季一時金に関する令和 2 年 6 月 8 日の団体交渉において、会社は経営状況について正当な理由なく十分な説明をしなかったことが認められ、組合からのより詳細な資料提示の要求に応じず、その理由を説明することもなかった。

また、社長は、当該団体交渉に出席した組合本部役員に対し、資料提示を拒み、発言することを制止するといった言動を行っているが、当該言動は、組合が団体交渉の当事者になること自体を否定するものといわざるを得ない。

会社は組合が団体交渉当事者であるという説明がなかったと主張するが、団体交渉申入書の記載から団体交渉の当事者を認識し得たはずであり、仮に認識できなかったとしても、質問するなど確認する手立てはあったと解される。

よって、当該団体交渉における会社の態度や言動は、不誠実な団体交渉に当たる。

3 救済の方法

会社は、申立後継続して団体交渉に応じ一定の進展がみられることから、改めて団体交渉に応じることを命じるまでもない。また、会社は不適切な発言について反省の意を示していることから、謝罪文の掲示を命じるまでもない。

しかし、今後の良好な労使関係の形成を目指して会社に同様の行為を繰り返させないため、文書の手交を命じる。

IV 命令書交付までの経緯

- | | | | |
|---|-------|------------------|-----------------|
| 1 | 申立年月日 | 令和 2 年（不）第 2 号事件 | 令和 2 年 8 月 26 日 |
| | | 令和 3 年（不）第 4 号事件 | 令和 3 年 6 月 10 日 |
| 2 | 併合年月日 | 令和 3 年 7 月 28 日 | |
| 3 | 命令交付日 | 令和 5 年 1 月 13 日 | |

<参考>

- 命令に不服がある場合、当事者は次の手続をとることができる。
 - ・中央労働委員会に再審査申立て(命令交付日から申立人及び被申立人とも 15 日以内)

- ・奈良地方裁判所に取消訴訟を提起（命令交付日から被申立人 30 日以内、申立人 6 か月以内）
- 本件命令書の掲載場所
URL: <https://www.pref.nara.jp/45302.htm>

<別添資料>

- 参考 1 不当労働行為について
- 参考 2 不当労働行為の審査について
- 参考 3 不当労働行為事件審査手続の流れ